

# 環境省（庁）元職員が振り返る日本の経済界、 環境対策30年

ながれ

一方井 誠治（いっかたい せいじ／武蔵野大学名誉教授・元環境省職員）

## 1. 古くて新しい環境と経済の関係

2003年、私は環境省から財務省神戸税関に出向しました。私にとって、日本の輸出入の最先端企業と直接関わる、本格的な経済官庁で仕事をしたのはこれが初めてでした。

神戸税関では2年間に、管内の約80の企業の工場や事業場を環境対策も含め視察する機会を得たのですが、現場の方々は総じて大変真面目に取り組んでいるという印象でした。しかし一方で、当時、日本全体の温室効果ガスの削減は進んでおらず、このギャップはなぜ生じているのだろうという疑問が、その後、京都大学経済研究所に移ったあとの私の大きな研究テーマになりました。

その中ではっきりしてきたのは、政府の適切な政策と企業の対策とが、きちんとかみ合うことが決定的に重要であることでした。

特に環境問題が一部の企業による地域の激甚公害から、日常的な人間の活動に伴う環境負荷から生じる気候変動問題等に変化していく中で、炭素税やキャップ付き排出量取引などの経済的措置は、環境と経済が望ましい形で融合した持続可能な社会の実現に不可欠な政策と認識されてきました。誤解を恐れず言えば、つまるところ、日本における気候変動対策とその削減実績が停滞している背景には、きちんとした経済的措置を経済社会、なかんずく産業部門に組み込もうとしてきた環境庁・省や研究者、環境NGOなどと、それを極力避けようとしてきた通産（経産）省とその背後の産業界の対立が、日本では延々と続いてきたことにあると私は考えています。本稿では、この問題を中心にこの30年にわたる政府の政策とそれに対する産業界の対応

について振り返りたいと思います。もとよりこの問題の見方は立場によって大きく異なります。産業界の方々からも忌憚のないご批判、ご意見をいただけると幸いです。

## 2. 環境庁における環境税の導入検討

北欧のフィンランドやスウェーデンは1990年代の初めには早くも環境税を導入しており、92年の地球サミットを受けた93年の日本の環境基本法制定の際には、環境税などの経済的措置の導入に関する条文が政府内で最大の対立点となりました。結果として、同法22条には、当時「霞が関文学の粋」とマスコミに揶揄された、導入反対の立場でも導入賛成の立場でもそれなりの解釈ができるという、きわめて曖昧な条文が書き込まれました。当時の社会情勢は、折しもバブル景気崩壊後の不況もあいまって、産業界では環境税導入反対の声一色でした。

その後、環境庁は当時の政府税制調査会長の石弘光一橋大学教授を座長として、庁内に「環境税研究会」を立ち上げ、具体的な制度の中身の検討に入りました。私も担当室長として、その作業に関わったのですが、当時は消費税の増税論議とからみ、産業界のみならず、連絡をとっていた税務の主管庁である大蔵省（現財務省）も環境税の創設には極めて消極的な立場をとっていました。

## 3. 京都議定書の採択と経団連の動き

1997年、京都で採択された京都議定書は、温室効果ガスを総量で減らそうという当時としては画期的な目標を持つもので、その具体的な達成手段としての炭素税などの経済的な

措置については国際的に大きな議論となりました。当然、当時の環境庁も、基本法条文やそれまでの環境税の検討も踏まえて、日本での経済的措置の導入に向け動いたのですが、それに対して経団連が打ち出したのが、「経団連環境自主行動計画」という対策でした。

この対策は、経団連傘下の幅広い業種を巻き込んだという意味では、一定の意味を有するものだったと思いますが、決定的な欠陥がありました。すなわち、それぞれの経済団体や企業の全くの自主的なものであり、目標の立て方や実施の仕方も自主的なものとされたことです。これでは、温室効果ガスに社会的な価格づけをすることで、一定の削減対策を行うことが個々の企業にとって経済合理的なものとなり、結果的に社会全体としての削減費用が最小化するという効果や、中長期的な産業構造全体の低炭素化の効果といった期待できる経済的措置の優れた点が全く期待できないものだったのです。

経団連からは、温室効果ガスを減らすというノウハウはそれぞれの企業が一番熟知しており、それに任せることが最も合理的であること、また、炭素税など政府の強制的な措置を入れることは、経済的な負担を増し日本経済にとってマイナスという説明がなされました。要は、経済界は環境税の導入には絶対反対という意思の表明だったと私は思います。

本来、産業政策を管轄する通産省（当時）が、中長期的な視点と国際的な視点にたち、将来にわたる産業政策の観点からも日本で経済的措置を導入することは、大きなメリットがあることを産業界に説得すべきだったと私は考えます。しかし、そのことも含め、通産省をはじめとする経済官庁に対して、経済的措置の導入の必要性を環境庁（当時）が説得しきれず、京都議定書目標達成計画で経団連の自主行動計画が政府の産業分野における公式な対策としてそのまま追認されてしまい

ました。そのことが、その後の中途半端な石油石炭税の改正とわずか289円という税率の地球温暖化対策税の導入、そして今日のGX経済移行法におけるカーボンプライシングの限定的な位置づけなど、日本の気候変動政策に大きな問題を残したと思います。

その背景には、環境庁（省）の力不足もさることながら、役所の縦割り行政のなかで、環境問題のように他の行政と必然的に重複する行政分野における調整の仕組みがドイツなどと比べて日本では弱いこと、何よりも政治を動かす気候変動政策の世論の盛り上がりが十分ではないことがあると私は思います。

#### 4. 私が注目した産業界の動き

一方で、これまで政府による政策と産業界の環境対策がうまくかみ合った事例がなかったわけではありません。例えば、75年の自動車の排ガス規制とそれに伴う日本の自動車メーカーが行った技術革新です。大手メーカーからは達成不可能と言われた当時の非常に厳しい規制に対してホンダとマツダが新技術で規制をクリアし大手メーカーもそれに追随した事例です。これにより、日本の車は低公害のみならず、より燃費が良く、パワーも改善されたエンジンとなり、国際競争力も高まりました。これは、適切な政府の環境経済政策が、環境面はもとより経済的な面でも良い結果をもたらした実例になりました。この背景には世論の強い後押しがありました。

また、2009年には日本気候リーダーシップ・パートナーズ（JCLP）という新たな経済団体が発足しました。この団体はなんと当初から経済的措置の重要性について言及しており、当時の経団連の考え方とは一線を画していました。振り返れば、環境文明21も、つとに環境立国の視点からの産業界の新たな取組を後押ししてきました。そのような思想と行動の進展に私は期待しています。